

高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱の改正概要

- 1 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱及び補助金交付要綱の改正に伴う
県要綱の改正（国の改正：R6.3.31）

■改正内容①

補助対象事業の着手期限を「令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更

■改正箇所①

本文第 3 条第 1 項第 1 号

■改正内容②

耐震改修の補助要件について

「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。」を追加

■改正箇所②

別表 1-1

2. 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴う県要綱の改正（国の改正：H31.2.27）
（平成 31 年の改正内容について、県要綱の補助要件を整理したもの）

■改正内容

耐震設計及び耐震改修の補助要件について

「地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。」を削除

■改正箇所

別表 1-1

3. その他文言の整理

■改正箇所

第 1 号様式